

## 古代施薬院の職掌について

佐々木 有美

日本古代において、医療機関が設立され始めたのは、奈良時代である。この頃医疾令の規定する医事制度が確立し、国営医療機関として、内薬司と典薬寮が設置された。内薬司は中務省に属し、天皇・中宮・東宮の診療を担当する機関である。一方、典薬寮は宮内省に属し、五位以上の官人の医療を担当し、医師等を養成する機関である。これらに對して一般民衆を医療対象として国家が設置したのが、施薬院である。施薬院とは、その名のとおり、病者に薬を施し、治療する機関として置かれた。

この施薬院を設立した意図として、福田思想という仏教の影響があげられる。又、政治的にも徳治主義という面から、民衆救済施設として置かれたとも考えられる。施薬院は、病人への医療の提供のみを独自に行なっていたのではなく、困窮民の救済という儒教的徳治主義の実践の一形態として行なわれていたといえるのではないだろうか。

何故、施薬院という民衆医療機関が設置されたのかということ、設立時期や、設立意図、又設置時に、皇后宮職に置かれた理由などを、史料から明らかにしていきたい。

施薬院は、設置時皇后宮職の封戸と、藤原氏の封戸の庸物により、運営されることとなる。そのためか、平安時代

に入ると、太政官下にありながら、藤原氏とのつながりが深くなっていき、私的機関としての要素を含んでくる。

財源の面で、設置時より、藤原氏の封戸が充てられており、冬嗣以後、槐位に登り、第直に列する者は各百戸を、施薬・勸学両院の資用に充てることが恒例となっていたことが『小右記』により分かる。

又、職務内容についても、藤原氏女の居宅無き者を安置するために建てられた崇親院の管理が含まれてきたり、藤原氏の氏人送葬を任されたりするなど、本来の業務以外の職務が多く付与されていく。

施薬院は、職員として、藤原氏が多く任命されるなどの、藤原氏との私的なつながりをもって運営されていくといったなかで、単なる藤原氏の私的機関として存在するのではなく、国からの薬分桶をも財源としており、本来の職務である病人の収養も行ない、国家機関としての役割も残しつつ、その存在を維持していくこととなる。

古代国家の律令体制というものの中で、施薬院は、何故このような半官半民といった形態を持ち、本来の業務以外の多くの職務を扱うようになるといったことになっていったのだろうか。又、そのような形態を保持しながら、何故定着していたのかということも、六国史や律令関係史料、及び藤原氏関係の日記などの史料から、その由来を確かめることや、これらの多くの業務が、付加されていた経緯を見ることによって、十世紀ぐらいまでの施薬院のこの特異な性格を明らかにしていきたい。

ここでは、施薬院の半官半民という、古代律令制下において、特異な形態を持つにいたった過程を明らかにするために、その設立・規定・財源及び職務内容に分けて、ほぼ時間の流れにそって追ってみていくことにした。

施薬院を設立する要因として、仏教の福田思想をあげたが、これによって現在私達が考える医療施設と施薬院とは違うことが分かる。施薬院とは、施薬行為を民衆にすることにより、設立者自らに福を招くと同時に、人民に自らの

徳を示すためのものであった。

施薬院が、皇后宮職に置かれたことから単なる国家機関とは、存在を異にするものであったことがわかる。又、これは、設置時より国家予算から以外に、藤原氏の封戸をその財源の基盤としていることから分かるだろう。

この財源の基盤が、完全に国家予算だけを頼りとせず、藤原氏の封戸をも組み込まれたことが、後に施薬院の職務の内に、藤原氏への私的業務が付加されていくことを決定づけたともいえる。

藤原氏が、天平二年の施薬院設置時に、財源を供することとなった経緯は明らかに出来なかったが、施薬院が皇后宮職に置かれたことと何らかの関わりがあると思われる。

藤原氏の長屋王の変への非難をやわらげるといふ政治的配慮が第一の理由だとは考えにくい、純粹な布施行為ともいえないだろう。多少なりとも何らかの思惑があったことは確かである。

施薬院の、奈良時代末から平安時代への経過を、財源の面で『大日本古文書』の薬物の請文から考えてみた。このことによって、今までの、施薬院は光明皇太后崩御後に経済的理由から廃止されたという説を否定し、史料から、崩御後藤原仲麻呂敗死直前でも活動し、財源もあったことが読みとれ、施薬院は、奈良時代末も継続して活動しており、それを藤原氏が支え続けていたことによって、平安時代に施薬院内で藤原氏のための私的業務が行なわれてくることになったという説をあげてみた。

平安時代に入ると、施薬院は、藤原氏の私的機関としての性格を強めていく。承和三年の藤原緒嗣等の奏上により、勸学院が建てられた弘仁十二年頃、施薬院が藤原氏の諸親絶乏の者の救済をしていたことが分かる。つまり、施薬院という公的機関において、平安時代に入ってまもなく、藤原氏への私的業務を行っていたのである。

施薬院は、国家機関ということで、職員の料や財源を国家が確保してくれることによって、安定した運営をするこ  
とが出来、又一方で、藤原氏の継続した寄付があることによって、国家は施薬院の運営費の負担が軽減されることにな  
るのである。これが、律令制下において、半官半民という特異な性格をもつ施薬院という機関が出来た要因ではな  
いかと考えられる。

藤原氏は、平安時代に入り、施薬院に継続して寄付を行ない、その財源を支えていたが、そのことが藤原氏にとつ  
て損失になることはなかっただろう。

施薬院は、『延喜式』において、別当の一人を藤原氏とすることが規定されており、他の官人に関しても、藤原氏  
の長者が選出していたことが『西宮記』によって分かる。藤原氏は、その一族から施薬院官人を出し、又、諸親絶之  
の者の世話という自らの私的業務を行なわせることによって、寄付に値するだけのものがかえってきていたのである。  
施薬院は、天長二年の官人規定が行なわれてから、その組織整備が進んでいった。そのなかで、施薬院が果してき  
た藤原氏女の救済という役割を、崇親院へと分離した。しかし、この崇親院を施薬院に隷属させることによって、施  
薬院の財源を使用することが出来るようにしたのである。その上、藤原氏は、自らの氏人送葬も、施薬院の業務にし  
ていった。

施薬院は、国家機関として、本来の職務である窮病人の収養と救療を行ない、私的機関として、崇親院の管理と藤  
原氏の氏人送葬という業務を行なっていた。

しかし、この業務の拡大と変質が、施薬院を衰退させていくこととなったと思われる。又、施薬院の職員の変質も  
一要因であろう。この後十一世紀以降、施薬院使は四位以下の職として、医家の重職となり、朝廷への奉仕や官人の

診療にあたるようになっていく。

民衆の救療を本来の職務としていたはずの施薬院という施設は、その職務から離れ、窮病人の数と反比例するかのように衰退の一途をたどることとなった。この過程において、設置時には、国家機関であった施薬院が、平安時代に入り、半官半民といった特異な性格を有することとなったのである。

つまり、施薬院は、藤原氏の継続的な寄付により、財源の供給を行ない、その存在を維持し、そのかわりに、藤原氏の私的業務を行ない、半官半民という性格を持つ機関として存在することとなったが、私的業務の拡大にともない、本来の職務が行なわれなくなっていく、ついには、民衆救済施設としての施薬院は衰退していったのである。